

I. 事業運営方針

事業運営方針

社会保険制度は、国民が安心して生活をしていく上で、搖るがすことのできない社会基盤の根幹であり、いわば、国の基礎の一つである。

また、近年、幾多の制度改正を経て、複雑かつ高度なものとなり、長い歳月を重ねて成熟度を増し、少子高齢化社会を迎えて、財政規模もそのシステムも、大規模化の一途を進んでおり、これを、正確にかつ効率的に運営することは、極めて重要な課題である。

社会保険庁の業務の抜本改革については、平成16年8月に、社会保険庁改革推進本部を発足させ、同年秋には、80項目の「緊急対応プログラム」をとりまとめるとともに、「社会保険庁は変わります」宣言を発表し、①国民サービスの向上、②予算執行の透明性の確保、③個人情報保護の徹底、④保険料徴収の徹底、⑤組織の改革の5つの柱にわたる業務改革に取り組んだ。

また、平成17年5月に、内閣官房長官の下に設置された「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の最終とりまとめにおいて、平成20年10月を目途とする組織改革案がとりまとめられたことを踏まえ、平成17年6月には、「社会保険庁は変わります」宣言(PART2)を公表し、平成17年度から19年度までの3年間を「改革のセカンドステージ」と位置づけ、年金新組織が発足するまでの間に、社会保険庁をどのように変えていくかを国民の皆様に明らかにし、その実現に向けて精一杯努力していくことを約束した。

具体的には、平成17年9月に、厚生労働大臣の下に置かれた「社会保険の新組織の実現に向けた有識者会議」の議論を経て、「業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取り組み～」として、120項目の取組とともに、次の到達目標を掲げたところであり、平成18年度事業計画においては、これに沿った取組を進める。

この際、社会保険庁の第一線機関である社会保険事務所と社会保険事務局においては、次の到達目標のうち、とりわけ、国民年金の保険料の収納率の向上対策を最優先の課題として、人材と資源を振り向け、全力を注ぐこととする。

(1) 最重要課題の3分野

①<国民サービスの向上>

行政サービスのトップランナーとなるべく、国民のニーズに的確に対応した、よりきめ細やかで迅速なサービスの提供を実現する。

(到達目標)

○ お客様の声に対応したサービス改善を継続的に推進する仕組みを整備し、

高い満足度を得られるサービスを実現する。

- 社会保険事務所等に直接お越しいただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、電話応答率の向上や年金個人情報の提供の充実等に取り組む。
 - ・電話相談の応答率を、できる限り早期に8割以上に向上させる。
 - ・各種通知書等について分かりやすい内容に改めることにより、相談・苦情を3割削減。
 - ・ポイント制の導入（平成20年4月）に先立って、年金個人情報をお知らせするサービスの充実を図る。
- すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る。
- すべての被保険者及び年金受給者の記録の整備・管理を確実に行う。
- 全国どの社会保険事務所等を利用した場合にも、迅速なサービスが確実に提供される体制を確立する。
- 全国どの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化を図る。
- 定型的な業務の外部委託の徹底及び届書等の電子申請・磁気媒体化の推進による事務処理の効率化を図る。
- お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う。
- 政管健保公法人の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する。
- 企業において効率的に事務が実施されるための対応を推進する。

②<年金制度の周知徹底>

公的年金の意義・役割・有利性を分かりやすくお伝えし、公的年金に対する国民の幅広い理解を得る。

(到達目標)

- 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める。
- 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する。

③<保険料収納率の向上>

負担能力に応じた公平な保険料負担を徹底し、公的年金制度の安定的な運営を図るための対策を強化する。

(到達目標)

- 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る。
- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。

- 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。
 - ・ 口座振替率を平成19年度までにクレジットカード払いを含め、50%に向上させる。
- 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。
- 免除申請者の負担軽減を図るとともに、免除を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。
- 市町村及び各種団体との新たな連携・協力体制を確立する。
- 厚生年金・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する
- 労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

(2) 更なる対応を進める3分野

④ <予算執行の無駄の排除>

最も無駄のない役所を実現する。

(到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。
- システムの刷新、調達方式の見直し等により、システム関連のトータルコスト（初期コスト+ランニングコスト×耐用年数）の低減及び業務運営の合理化を図る。

⑤ <個人情報保護の徹底>

個人情報保護への認識が徹底された職場を実現する。

(到達目標)

- 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

⑥ <意識改革の徹底>

業務改革・組織改革を着実に実行するための基盤となる職員一人ひとりの意識改革を実現する。

(到達目標)

- すべての職員が改革意識を有する組織を実現する。

社会保険制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティネットとしての役割を担う重要な制度であるため、平成18年度社会保険事業計画においても、国民の信頼に応えられるよう、全力を挙げて、事業運営に取り組むこととする。